

# 国別障害関連情報 インドネシア共和国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報  
インドネシア共和国  
目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標 .....	2
2. 障害関連政策 .....	6
2-1. 障害関連行政制度 .....	6
2-2. 障害関連法律の詳細 .....	8
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	10
2-4. 障害関連施策の状況 .....	11
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション／インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況 .....	20
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況 .....	20
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響 .....	22
3. 障害関連団体の活動概況 .....	25
3-1. 障害当事者団体の活動概要 .....	25
3-2. 障害者支援団体の活動概要 .....	26
4. 参考資料 .....	27

## 図表目次

図 1 機能障害別の障害者数割合（10 歳以上）（2015） .....	3
図 2 自己申告に基づく障害の原因（2012） .....	4
図 3 年齢区分ごとの障害者の割合（2010） .....	4
図 4 障害の性別割合（2019） .....	5
図 5 居住地域別の障害者割合（10 歳以上）（2015） .....	5
表 1 インドネシアの障害関連担当機関.....	6

略語表

BAPPENAS	Badan Perencanaan Pembangunan Nasional	国家開発企画庁
BPJS	Badan Penyelenggara Jaminan Sosial	社会保障機関
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
PPDI	Perkumpulan Penyandang Disabilitas Indonesia	インドネシア障害者協会
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

一人当たり GDP	4,136 米ドル	2020 年
-----------	-----------	--------

#### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	2.99 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	3.6 %	2015 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.72 %	2016 年

#### 人口

総人口	270,625,570 人	2019 年
男性人口比率	50.4 %	
女性人口比率	49.6 %	
都市人口比率	56 %	
農村人口比率	44 %	
平均余命（全体）	72 歳	2018 年
男性	69 歳	
女性	74 歳	

#### 保健医療

栄養不足蔓延率	9 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	12 人	2019 年

#### 教育

教育制度 <sup>2</sup>		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	9 年	2019 年
成人識字率（全体）	96 %	2018 年
男性	97 %	
女性	94 %	

<sup>1</sup> 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator>(参照 2020-12-08)) に基づく。

<sup>2</sup> インドネシアの教育制度は、日本と同様に小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（3 年間）、大学（4 年間）。7 歳から就学する。

就学率		
初等教育（総就学率）		2018 年
全体	106 %	
男子	108 %	
女子	105 %	
中等教育（総就学率）		2018 年
全体	89 %	
男子	88 %	
女子	90 %	
高等教育（総就学率）		2018 年
全体	36 %	
男子	34 %	
女子	39 %	

## 雇用

失業率（全体）	4.8 %	2020 年
男性	4.9 %	
女性	4.7 %	

## 1-2. 障害に関する指標

### 1-2-1. 障害の定義

新障害者法（Law No. 8/2016）は、障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の障害者の定義を採用しており、「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、さまざまな障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」と定義している。

### 1-2-2. 障害に関する統計整備状況

CRPD の国連の障害者権利委員会に提出した政府報告書（以下、「政府報告」）によると、障害に関する統計には課題があり、入手可能なデータのほとんどは、障害種別に障害者数を集計したものに過ぎない<sup>3</sup>。障害に関する実効性のある政策立案やプログラム実施のためには、障害に関する単一の、包括的で、かつ内訳が分かる（disaggregated）データが必要とされている。こうした認識に基づき、インドネシア共和国（以下、「インドネシア」）政府は、

<sup>3</sup> Monash University (2017) *Disability in Indonesia: What can we learn from the data?*  
[https://www.monash.edu/\\_data/assets/pdf\\_file/0003/1107138/Disability-in-Indonesia.pdf](https://www.monash.edu/_data/assets/pdf_file/0003/1107138/Disability-in-Indonesia.pdf) (参照 2021-02-06) によれば、全国社会経済調査 (Susenas) でも、3 年ごと (2000 年、2003 年、2006 年、2009 年、2012 年) に障害に関する質問が含まれていたが、質問票が同一ではなく、経時的な傾向を調べることができない。

毎年実施している全国社会経済調査（Susenas）において、2018年から毎年障害に関する質問（機能障害別及び障害の程度）を含めることとなった<sup>4</sup>。

1-2-3. その他統計<sup>5</sup>

障害者数（2歳以上）	10,151,126人	2010年
男性	約4,669,000人	
女性	約5,482,000人	

中央統計庁（Badan Pusat Statistik。以下、「BPS」）が2015年に実施した中間国勢調査の報告書<sup>6</sup>によると、10歳以上の人口に占める機能障害のある人の割合は8.56%と推計されている。

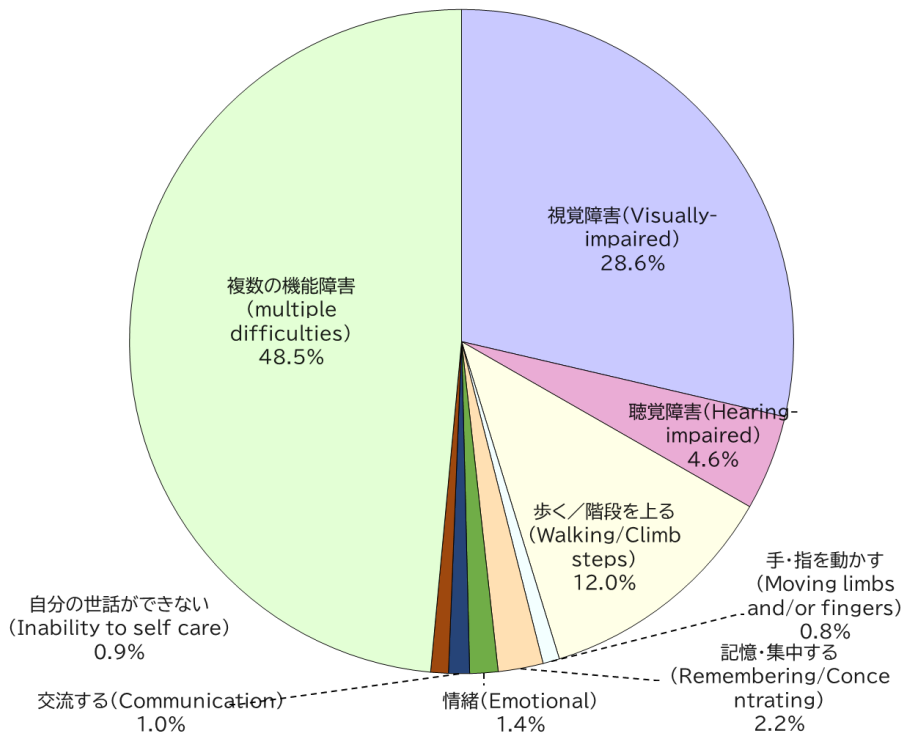


図1 機能障害別の障害者数割合（10歳以上）（2015）

出所：BPS (2015) *Profil Penduduk Indonesia Hasil SUPAS 2015*（政府報告に記載）を基に調査チームが作成

<sup>4</sup> Republic of Indonesia (2019) *Voluntary National Reviews -Empowering People and Ensuring Inclusiveness and Equality*, [https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/2380320190708\\_Final\\_VNR\\_2019\\_Indonesia\\_Rev3.pdf](https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/2380320190708_Final_VNR_2019_Indonesia_Rev3.pdf)（参照 2021-02-03）による。

<sup>5</sup> 2020年12月時点で入手可能な最新の障害に関する調査データはBPS (2015) *Profil Penduduk Indonesia Hasil SUPAS 2015* であるが、元データが付録として添付されておらず、報告書本文に記載されている情報しか使用できない（disaggregated dataがない）。そのため、JICA (2015) 『インドネシア国障害と開発に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート』で引用されている2010年国勢調査のデータが混在している。

<sup>6</sup> BPS (2015) *Profil Penduduk Indonesia Hasil SUPAS 2015*



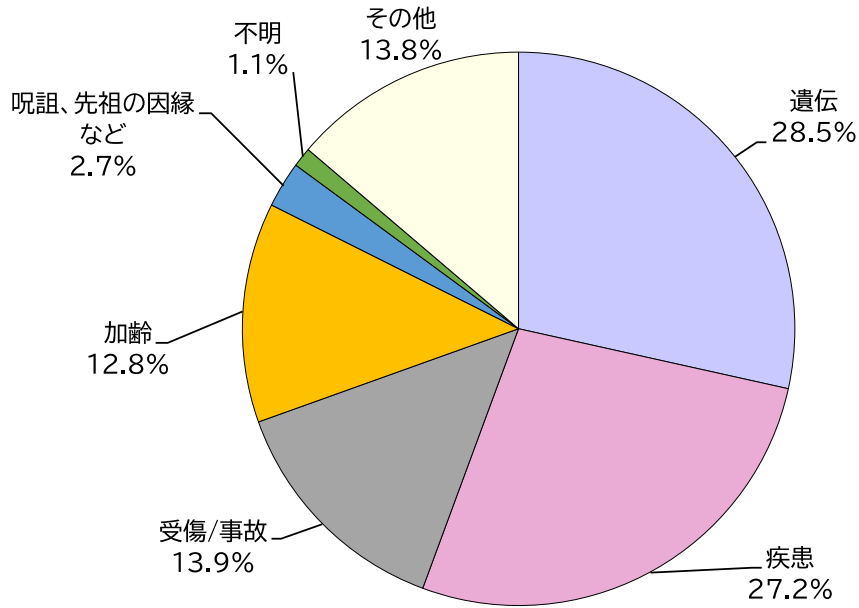


図2 自己申告に基づく障害の原因 (2012)

出所：University of Indonesia (2012) *Survey on the Need for Social Assistance Programs for People with Disabilities (SNSAP-PWD)*<sup>7</sup> を基に調査チームが作成

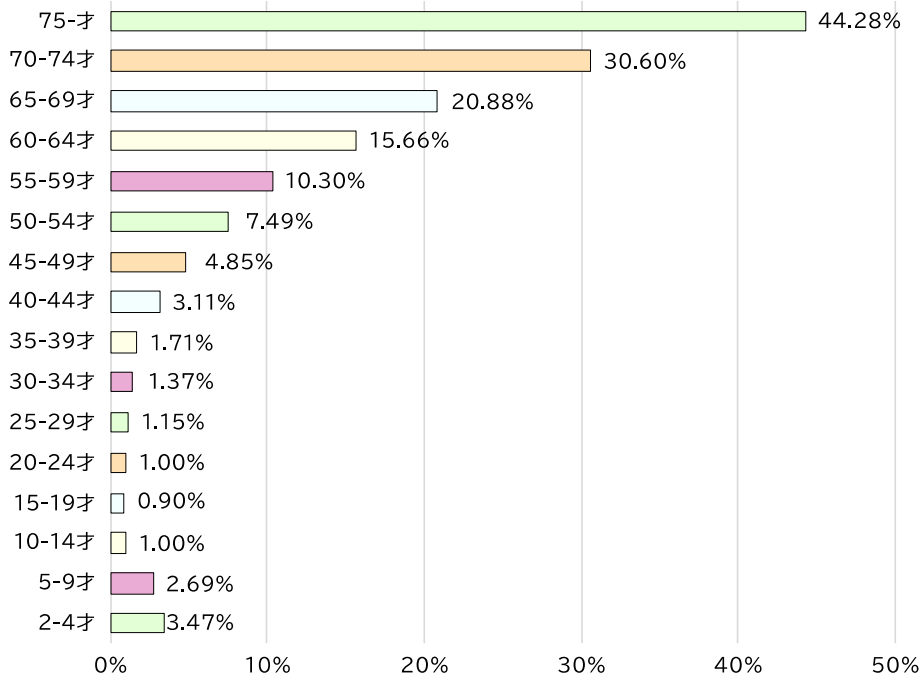


図3 年齢区分ごとの障害者の割合 (2010)

出所：BPS (2010) *Sensus Penduduk Indonesia 2010*<sup>8</sup>を基に調査チームが作成

<sup>7</sup> JICA (2015) 『インドネシア国障害と開発に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート』に引用されていたものを基に作成

<sup>8</sup> 同上

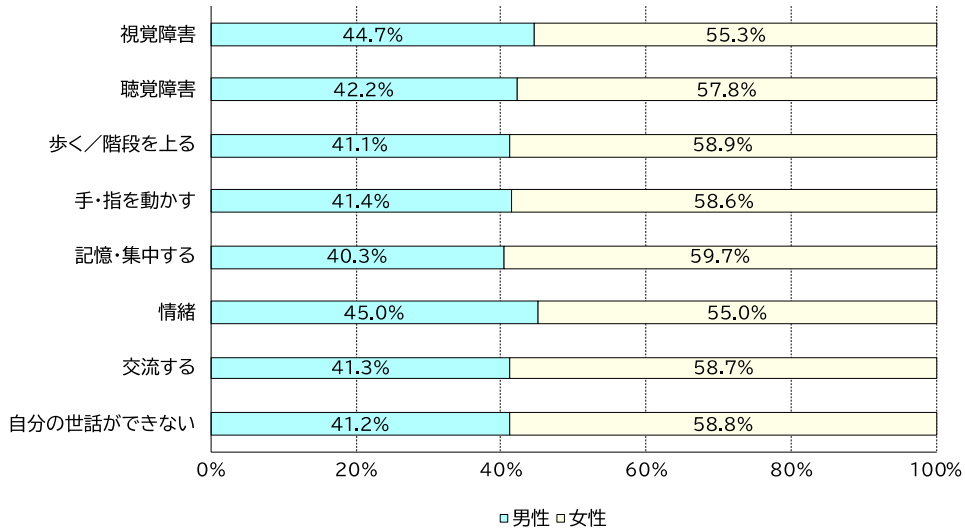


図4 障害の性別割合 (2019)

出所：BPS (2015) *Profil Penduduk Indonesia Hasil SUPAS 2015* を基に調査チームが作成

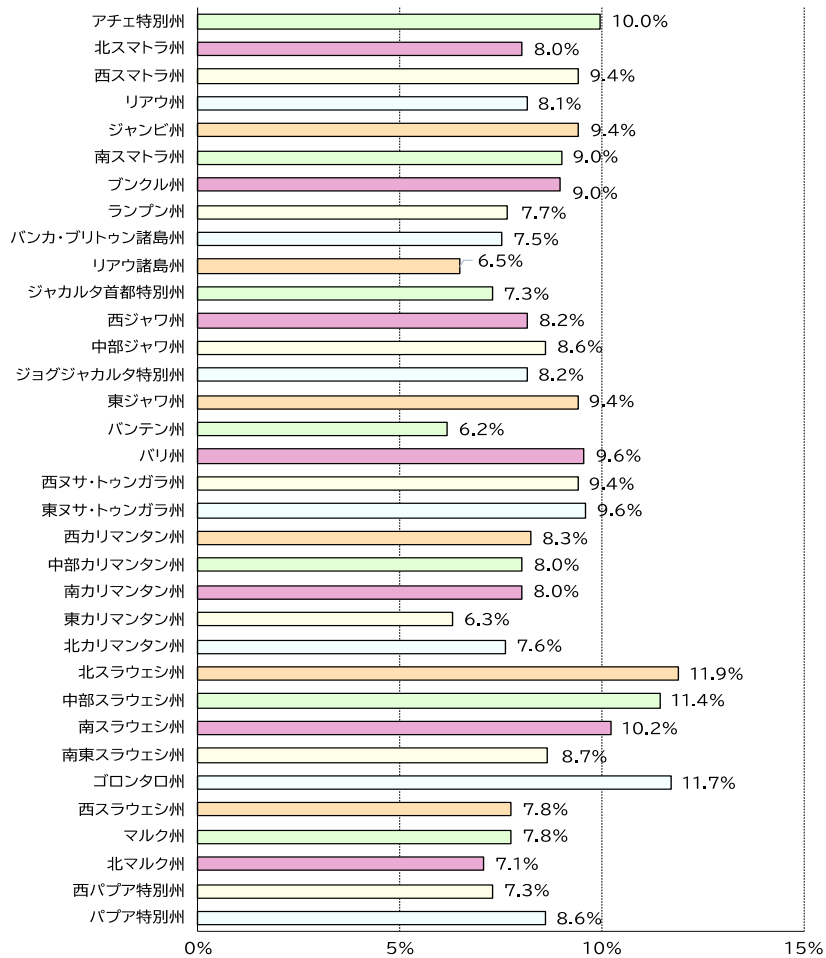


図5 居住地域別の障害者割合 (10歳以上) (2015)

出所：BPS (2015) *Profil Penduduk Indonesia Hasil SUPAS 2015* を基に調査チームが作成

## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度

2016 年新障害者法の制定により、障害に関する国家委員会（National Committee for Disability）の設置が義務付けられている。同国家委員会は、独立機関として、障害者の権利実現のための課題解決に取り組むとともに、政府をはじめとする関係者への提言を行うことが期待されている。

#### 【中央政府行政】

#### 障害関連担当機関

表1 インドネシアの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	社会省 *社会省が政府を代表する調整機関となり、関係機関が所掌分野の政策・プログラム実施を担当	社会省は女性、高齢者、ストリートチルドレン、障害者等への社会扶助・社会福祉を所掌しており、障害分野のフォーカル・ポイントとして重要な役割を担っている。社会省の主たる役割は以下の三つ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害に関する開発／支援政策の策定</li> <li>・ 障害に関する開発／支援プログラムの実施・改善</li> <li>・ 上記実施の際の関連機関間の調整</li> </ul> 省内では社会リハビリテーション局が障害分野を担当
2	労働省	障害者の雇用推進政策等について、雇用開発総局の国内雇用局社会的弱者雇用課が担当
3	教育文化省	障害児教育について、初等・中等教育総局の下にある特別教育／特別支援教育開発局が担当
4	保健省	各関連部署（メンタルヘルス、ポリオ、ハンセン病、母子保健、医療リハビリテーション、支援機器、予防など）がそれぞれに障害に関するガイドライン等を策定。障害に関してはハンセン病担当部局がフォーカル・ポイント
5	国家開発企画庁 （Badan Perencanaan Pembangunan Nasional。以下、「BAPPENAS」）	障害と開発に係る課題は、貧困・人的資源・中小企業開発総局の下にある社会保障・福祉局が管轄。社会省との役割分担については、BAPPENAS は開発プログラムに係る計画、モニタリング・評価、プログラムの見直し及び修正、予算措置を担い、社会省は実施を担当
6	情報・通信省	障害者向けの情報通信技術インフラを提供するための政府規則を作成。また、障害に関するコミュニティでの啓発活動の実施に際して、社会省を支援

7	運輸省	政策・制度の策定とその遵守促進、障害に関する規則の啓発活動
8	公共事業・国民住宅省	主な役割は、物理的なアクセシビリティに関する法律・制度・基準の策定とその遵守促進、規則等を普及させるための啓発活動。また、社会省、教育文化省と連携し、インクルーシブ教育学校に関してアクセシブルな学校設計への助言
9	女性エンパワメント・児童保護省	女性の社会問題管理局が女性障害者を、児童保護局が特別なニーズのある児童を支援。女性障害者に関するデータ、障害女兒に関するデータを収集
10	BPS	障害に関する主要なデータとなる国民社会経済調査、国勢調査を実施。障害（者）に関する統計は、社会福祉統計局が整理・公表
11	法務・人権省	障害者のみならず高齢者、子ども、女性、少数民族、貧困者等を含む社会的弱者の人権への配慮及びその擁護に特化した、人権のための国家行動計画を、BAPPENAS 及び社会省と協力して策定。CRPD 目標の実施状況の報告書作成にも関与
12	外務省	社会省、BAPPENAS、法務・人権省の支援を受け。国連委員会に提出する CRPD 実施状況報告書の作成を担当

出所：JICA（2015）『インドネシア国障害と開発に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート』を基に調査チームが作成

#### 国内調整委員会設置状況

機関名	概要
委員会名称	障害に関する国家委員会
委員会メンバー	委員は7名のうち3名は障害者。学者、実務家、専門家、住民リーダーから選出
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新障害者法によって義務付けられた委員会（大統領規則 No.68/2020 により設置）</li> <li>・ 国の苦情処理メカニズムを通じ、障害者の権利実現のための課題解決に取り組むとともに、政府をはじめとする関係者への提言を行う独立機関</li> <li>・ 事務局は社会省内に設置</li> </ul>

【地方政府行政】

障害関連担当機関

機関名	概要
障害者サービス部門 (Disability Services Unit)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新障害者法によって地方政府に設置を義務付け</li> <li>・ 合理的配慮の提供に関連する政策・プログラムのモニタリング・評価を実施</li> </ul>

2-2. 障害関連法律の詳細

CRPD の批准を受け、1997 年障害者法が改正され、CRPD の下で規定された権利を具体的に示した 2016 年新障害者法 (No.8/2016) が起草された。

法律名	新障害者法 (Undang-undang tentang Penyandang Disabilitas No.8/2016) <sup>9</sup>
施行年	2016 年
概要	33 章 153 条から成り、CRPD に規定されている権利が 24 の具体的な権利として示されている。同法には、一般的な規定だけでなく、違反した場合の処罰規定も含まれる。国家の責務、障害者手帳 (disability identification and access card) の創設、障害者団体 (Disabled People's Organization。以下、「DPO」) への支援などを明記

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	著作権法 (Undang-undang tentang Hak Cipta No.28/2014)
施行年	2014 年
概要	第 44 条において、盲人、視覚障害者及び読字障害者 (blind people, people with visual impairments or limitations in reading) や点字本、オーディオ・ブック等の利用者に言及。著作物へのアクセス促進のため、商業的性質を有しない使用であり、出典が完全に言及・記載されていれば、著作権の侵害とはみなされない、と規定

法律名	人種・民族差別の撤廃に関する法律 (Undang-undang tentang Penghapusan Diskriminasi Ras dan Etnis No.40/2008)
施行年	2008 年
概要	市民、政治、経済、社会、文化の諸分野における、人種や民族を理由とした差別を禁止。同法では、人種を身体的特徴や血統に基づく集団、民族を信仰、規範、慣習、伝統、言語的規範、歴史、地理、親族関係に基づく集団と定義

<sup>9</sup>[https://www.academia.edu/35141416/LAW\\_OF\\_THE\\_REPUBLIC\\_OF\\_INDONESIA\\_NUMBER\\_8\\_OF\\_2016\\_ON\\_PERSONS\\_WITH\\_DISABILITIES\\_WITH\\_THE\\_BLESSING\\_OF\\_THE\\_ONE\\_ALMIGHTY\\_GOD\\_THE\\_PRESIDENT\\_OF\\_THE\\_REPUBLIC\\_OF\\_INDONESIA](https://www.academia.edu/35141416/LAW_OF_THE_REPUBLIC_OF_INDONESIA_NUMBER_8_OF_2016_ON_PERSONS_WITH_DISABILITIES_WITH_THE_BLESSING_OF_THE_ONE_ALMIGHTY_GOD_THE_PRESIDENT_OF_THE_REPUBLIC_OF_INDONESIA) (参照 2021-02-01)

法律名	道路交通法 (Undang-undang tentang Lalu Lintas dan Angkutan Jalan No.22/2009)
施行年	2009 年
概要	障害者が車に必要な改良を施したうえで、運転する権利を保障 (could acquire special driving license for modified vehicle)

法律名	国民議会、地方代表議会、地方議会議員選挙に関する法律 (Undang-Undang tentang Pemilihan Umum Anggota Dewan Perwakilan Rakyat, Dewan Perwakilan Daerah, Dan Dewan Perwakilan Rakyat Daerah No.10/2008)
施行年	2008 年
概要	第 164 条で総選挙における障害者の権利を保障

法律名	労働法 (Undang-undang tentang Ketenagakerjaan No.13/2003)
施行年	2003 年
概要	雇用者は障害を理由として就労機会や労働者の権利を区別してはならないと規定。また、国有企業を含む公共部門での障害者雇用について、最低 2% の雇用枠を設定

法律名	国民教育制度に関する法律 (Undang-Undang tentang Sistem Pendidikan Nasional No.20/2003)
施行年	2003 年
概要	第 5 条において、特別なニーズに対応した教育を含めた、障害者が教育を受ける権利を認めている。

その他にも障害者関連規則として以下が定められている。

2020 年 大統領規則 (障害に関する国家委員会の設置 No.68/2020)

2017 年 研究技術・高等教育省規則 (特別支援教育及び特別サービス教育 No.46/2017)

2015 年 運輸大臣規則 (旅客営業にかかるミニマム・サービス・スタンダード<sup>10</sup> No.37-40, 48/2015)

2014 年 国家防災庁長官規則 (災害管理における障害者の待遇、保護及び参加 No.14/2014)

2012 年 女性エンパワメント・児童保護省規則 (障害者相談・情報提供センターの手続き基準 No.7/2012)

2010 年 女性エンパワメント・児童保護省規則 (障害者相談センターの設置 No.23/2010)

<sup>10</sup> 障害者を含む特別なニーズのある旅客に対し、専用エレベーター、スロープ、誘導ブロック、情報提供 (障害者のための標識、記号、特別な目印) といった適切な対応をとるよう定められている。

- 2009年 教育大臣規則（インクルーシブ教育 No.70/2009）  
 2006年 教育大臣規則（特別なニーズ・能力のある子どもの管理 No.34/2006）  
 2005年 運輸大臣規則（特別なニーズのある人々のための空港アクセシビリティ No.31/2005）  
 1998年 政府規則（障害者福祉の向上 No.43/1998）

### 障害者政策

主要な政策は以下のとおりである。

政策名	人権に関する国家行動計画（Rencana Aksi Nasional Hak Asasi Manusia: RANHAM）2015～2019
施行年	2015年
概要	障害者のみならず高齢者、子ども、女性、少数民族、貧困者等を含むいわゆる「社会的弱者」の人権への配慮・擁護に特化した国家行動計画。本第4次行動計画においては、障害問題への取り組みが強化されている（全88アクション中24）

政策名	中期国家開発計画（Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional: RPJMN）2015-2019
施行年	2015年
概要	分野別課題では、社会保障分野に関する戦略的課題・優先開発目標・開発政策の方向性・制度整備のいずれにおいても、障害者と高齢者を対象とする計画案が前面に打ち出された。

### 2-3. CRPD 批准による対応状況<sup>11</sup>

インドネシア国政府は2007年3月30日にCRPDに署名し、2011年11月30日に批准している。選択議定書は批准していない。政府報告の提出期限は2013年末であったが、大幅に遅れ、2017年1月3日に障害者権利委員会に提出し受理されている。権利委員会からは2020年4月3日に質問事項が提示された。2020年12月時点では、インドネシア国政府からの回答書は提出されておらず、権利委員会による総括所見も未発表である。市民団体からのパラレルレポートは2017年に1報告、2019年に1報告、2020年に6報告が提出されている<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=IDN&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=IDN&Lang=EN)（参照2021-02-01）

<sup>12</sup> 提出団体と提出時期はそれぞれ Indonesia Disability Convention Team（2017年4月）、Network of Organizations of Persons with Disabilities in the Provinces of East Nusa Tenggara and Yogyakarta（2019年2月）、National Commission on Human Rights of the Republic of Indonesia（2020年1月）、Indonesia Disability Person Organizations and OHANA（2020年1月）、Indonesian Association of Women with Disabilities（2020年1月）、Forgotten People（2020年1月）、Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children（2020年1月）、The International Federation of Anti-Leprosy Associations（2020年2月）であった。

## 2-4. 障害関連施策の状況

### ① リハビリテーションを含む医療サービス

障害者にアクセシブルな保健医療サービスとリハビリテーションの提供については、「保健法 (No.36/2009)」「メンタルヘルスに関する法律 (No.18/2014)」「新障害者法 (No.8/2016)」において規定されている。保健サービスを利用する権利を含む、生活と生活のあらゆる面での平等な権利と機会の法的保障は、保健法第5条、第6条、第18条において強調されている。また、ジョグジャカルタ特別州政府の「障害者の権利の履行と保護に関する地方規則 (No.4/2012)」を先駆として、地方における条例整備も進んでいる。

インドネシア国政府は、国内のすべての医療機関において、十分な早期発見サービスを提供し、障害のある乳幼児のための早期介入のための紹介システムの確立に取り組んでいる。保健省は、先天性甲状腺機能低下症 (Congenital Hypothyroid) による障害の予防のために、14州で検診を実施しており、将来的に全国に拡大する予定である。また、乳幼児の予防可能な障害に対処するため、地域密着型医療サービスにおいて乳幼児に無料の定期予防接種プログラム (ヨウ素とビタミンAを含む) を提供している。

また、すべての障害者のハビリテーション／リハビリテーションへのアクセスを保障しており、積極的に社会生活に参加するための新しいスキル・能力の学習・開発、及び失われたスキルの再獲得を支援している。社会省は、二つのセンター、21の技術部門を傘下にもち、視覚・聴覚・言語・身体障害者、及び慢性疾患やメンタルヘルスの回復者へのサービスを提供している。地方政府の傘下にも22のセンター・機関があり、ほかにも321の施設がコミュニティにより運営管理されている。加えて、全国34州のうち33州では「移動社会サービス部門 (Mobile Social Service Unit)」を通じて、農村部や遠隔地の障害者にリハビリテーションサービスや社会福祉支援を迅速に提供するための取り組みが行われている。

2005年には、社会省内に「障害者のための国家調整チーム」が設立され、障害者へのリハビリテーションや社会サービスの提供について、他省庁との調整を担うこととなった。同調整チームは、障害者がリハビリテーションプログラムに申請・参加するための行政手続き確立に取り組んでおり、同制度を利用して、2005年以降、2万2,500人の重度障害者がリハビリテーションを受けている。また、31州に所在する約379の地域リハビリテーションセンターに資金を配賦しており、約1万4,000人に裨益している。

さらに、社会省は、身寄りがない、あるいは家族が必要な介護を提供できない障害者のために、治療のための代替ケアを提供するソーシャルケアハウスを設立し、シェルターを提供している。ソーシャルケアハウスでは、リハビリテーション、カウンセリング、治療・診断、基本的なニーズ、個人の能力向上と自己啓発のための訓練、法的支援、起業などさまざまなサービスが提供され、障害者の地域社会への統合を支援している。ソーシャル・ケア・ハウスの施設、サービス、障害者へのアクセスの改善を支援するために、毎年为国家予算から資金が継続的に配分されている。また、2016年までに、25のDPOと二つの重複障害者のためのソーシャルケアハウスに対して、活動・運営支援を行ってきた。



その他にも、インドネシア国政府は、公的健康保険（Jamkesmas）や出産保険プログラム（Jampersal）により、障害者を含む貧困家庭への無料医療、ハンセン病患者、結核患者、HIV感染者/エイズ患者のための特別な病院・診療所の設置、医療従事者のための訓練などを実施している。

## ② 教育

インドネシア国政府は、「国民教育制度に関する法律（No.20/2003）」第5条において、特別なニーズに対応した教育を含む、障害者の教育を受ける権利を認めている。また、新障害者法第8条及び「子どもの保護に関する法律（No.35/2014）」においても、障害のある子どもや特別なニーズのある子どもを含むすべての子どもに対する基礎・初等教育の提供が保障されている。

これらの実施を支援するために、さまざまな法律や規則が採択されており、「特別なニーズ・能力のある子どもの管理に関する教育大臣規則（no.34/2006）」「国家教育基準に関する政府規則（No.19/2005）」「インクルーシブ教育に関する教育大臣規則（No.70/2009）」「インクルーシブな学校を奨励する初中等総局長通達（No.380/C.C.6/MN/2003）」が代表的なものである。

政府報告によれば、義務教育の推進から教育を受ける権利の推進へ、また特別支援学校の提供からインクルーシブ教育学校の増加へと、教育に対する考え方が変化しており、障害者の教育へのアクセスを拡大するために、就学前から高等教育まで、職業訓練校を含めたすべての教育レベルでインクルーシブ教育の確立に取り組んでいる。2016年には、全国にインクルーシブ教育学校が9,130校（小学校から高校）、特別支援学校が2,186校設置されている。インクルーシブ教育の推進のため、障害や特別なニーズのある児童・生徒が試験を受ける際に特別な支援を提供したり、点字版の試験用紙を提供したりしている。また、よりアクセシブルな学校環境を整備できるよう請負業者と協力している。さらに、社会省は大学における障害者研究センターの設立も支援している。他方、インクルーシブ教育学校の実施においての課題としては、適切な能力とスキルを持つ教員の確保や学校の施設・設備の整備に加え、社会的・非物理的障壁も挙げられている。例えば、入学要件として身体的、認知的、精神的な健康状態といった障害者に対する差別的な要件を掲げる大学も存在している<sup>13</sup>。

インドネシア国政府が2019年に発表した持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）に関する「自発的国家レビュー<sup>14</sup>（Voluntary National Review。以下、「VNR）」によると、教育及び訓練に参加している青少年の割合は年々増加し、2018年には48.7%となったが、障害のある青少年について見ると約半分の24.5%に過ぎない。

<sup>13</sup> 政府報告に記載されている内容。障害者の教育の現状については、UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2016) *Universal Periodic Review Indonesia 2017: Joint Stakeholders' Submission on the Rights of the Persons with Disabilities*, [http://hrwg.org/wp-content/uploads/2016/11/2-Joint-UPR-Report-for-the-rights-Disability\\_Indonesia.pdf](http://hrwg.org/wp-content/uploads/2016/11/2-Joint-UPR-Report-for-the-rights-Disability_Indonesia.pdf) (参照 2021-02-07) に詳しい。

<sup>14</sup> Republic of Indonesia (2019) *Voluntary National Reviews -Empowering People and Ensuring Inclusiveness and Equality*

### ③ ジェンダーと障害

インドネシア国政府は、障害者を含む女性と子どもを、あらゆる形態の搾取、暴力、虐待から保護するための一連の法律を採択している。これらの法律には、「家庭内暴力の撲滅に関する法 (No.23/2004)」「児童保護法 (No.35/2014)」「保健法 (No.36/2009)」及び刑法の新草案が含まれる。

新障害者法では、障害のある女性が重層的な差別を受けやすいことを認識し、この問題に取り組むための継続的な努力が必要であるとしている。関連して、「家庭内暴力の撲滅に関する法 (No.23/2004)」により、家庭内や私的な場で様々な形態の暴力、虐待、ネグレクトに直面している障害のある女性や女兒に対して、法的な保護の傘を提供することが可能となった。

その他、関連規則として、女性エンパワメント・児童保護省の「障害者相談センターの設置に関する規則 (No.23/2010)」「障害者相談・情報提供センターの手続き基準に関する規則 (No.7/2012)」がある。

インドネシア国政府による暴力の犠牲者となる可能性の高い脆弱なグループへの支援措置は次のとおり。

- ・ 学校で実施されたリプロダクティブヘルス教育プログラムには、障害のある教員や生徒のためのセクシャル・ハラスメントや虐待についての権利擁護のモジュールが含まれている
- ・ インドネシア国家警察は、州・県警察署に527の女性・児童サービスユニット (Unit Pelayanan Perempuan dan Anak) を設置している
- ・ 女性エンパワメント・児童保護省は、全国に424の女性と子どものための統合サービスセンター (Pusat Pelayanan Terpadu Pemberdayaan Perempuan dan Anak) を設置している
- ・ 34州の218県・市にある1,060の公立・私立病院で暴力事案に対応できる特別保健サービスユニットが利用できる
- ・ 女性エンパワメント・児童保護省は、特別なニーズのある子どもたちのファシリテーターのためのガイドラインを出版した
- ・ 教育文化省は、2010年から障害のある女性のための生殖に関する健康に関する教育プログラムを開始し、特に視覚障害者と聴覚障害者にアクセシブルな情報を提供している

### ④ 訓練・雇用、就労支援

就労と雇用については、インドネシア国憲法は、障害者を含めてすべての人が平等に働く機会と十分な生活を営む権利を有すると規定している。新障害者法第11条では、さらに、企業は障害者に対して平等な待遇を与えることを義務づけている。その他の関連法規は次のとおり。

- ・ 「労働法 (No.13/2003)」では、雇用者は障害を理由として就労機会や労働者の権利を区別してはならないと規定している。同法では、国有企業を含む公共部門での障害者雇用について、最低2%の雇用枠を規定している

- ・ 「障害者福祉の向上に関する政府規則 (No.43/1998)」では、民間企業は労働者100名につき1名以上の障害者を雇用しなければならないと規定している。2013年には、インドネシア雇用主協会 (APINDO) の全国理事会と社会省及び労働移住省 (当時) との間で、民間部門における障害者の雇用促進のための協定が締結された
- ・ 「雇用問題の原則に関する法律 (No.8/1974)」では、職位の空き状況と当該職位に必要とされる能力の充足度に基づき、公務員として登録する機会は万人に平等に与えられるとしている。この原則に従い、国家機関・行政改革省は、2014年に障害者のために300の公務員職を提供した
- ・ 「労働組合法 (No.21/2000)」では、障害の区別なく労働組合を結成する権利が保障されている。しかしながら、障害のある労働者や従業員のために設立された労働組合はまだ存在していない
- ・ 労働移住省 (当時) は、「職業訓練と職業斡旋に関する規則」を発表し、障害のある労働者にも公的機関・民間の職業訓練への参加の機会が平等に与えられると規定している

インドネシア国政府は、国内労働法及び労働に関するその他の関連する国際的な手段に沿って、障害者を含むすべての労働者にふさわしい労働条件を付与することを約束している。障害者の雇用についての主な取り組みは次のとおり。

- ・ 労働省は、障害を理由とする差別など職場での紛争の事例を報告し、救済や調停を求めることができる苦情制度を設けている
- ・ 社会省は、障害者のための訓練、インターンシップ、雇用機会のために、複数の民間企業と覚書を締結した
- ・ 教育文化省では、特に特別支援学校や社会的施設の学生を対象とした障害者へのエンパワメントや訓練を実施しており、技術の向上や就労に向けた準備を行っている
- ・ 西ジャワ州チビノンの国立障害者職業リハビリテーション・センター (Balai Besar Rehabilitasi Vokasional Penyandang Disabilitas: BBRVBD) では毎年障害のある学生100名が職業訓練を受けている
- ・ 労働省の南ジャカルタ事務所は、2015年以来、1,200人以上の障害者のさまざまな分野への就職斡旋を支援してきた
- ・ 政府機関・機関の公務員採用プロセスに合格する障害者が徐々に増えており、2015年には社会省 (19名) を含む10の省庁で、約31名の障害者が採用された<sup>15</sup>
- ・ 2008年から2016年までの間に、1,749名の障害者が178社に従業員として雇用された。雇用者数を増やすため、バンドンとジョグジャカルタの地方政府は非政府組織 (Non-Governmental Organization。以下、「NGO」) と連携し、障害者の求人情報を提供するウェブサイトを開設した ([www.kerjabilitas.com](http://www.kerjabilitas.com))

<sup>15</sup> 障害者を対象とした公務員の募集においては、要件基準を満たす障害者の数は予約枠を下回ったままであり、他の障害の種類よりも身体障害者や感覚障害者が大半を占めている。このため、インドネシア国政府は、障害者の採用・昇進を引き続き推進することとし、働きやすい施設環境、より包括的な採用システムに向けた努力を行っている。

- ・ 2004年にスラバヤ市政府が障害者を理由に公務員採用試験の受験を認めなかった事案について、スラバヤの国家行政裁判所は、障害者の権利に関する国内法に違反しているとして訴えを認め、受験が認められた
- ・ 民間食品会社の従業員が工場事故で腕を失った際、職務に適さないとして解雇されたが、弁護士を代理人とした交渉の結果、職務に復帰し、正社員となった

2019年 VNR によると、障害者が労働市場に参加するためには依然として大きな困難 (hurdles) があり、その代表的なものとして (1) 教育へのアクセス (160万人と推定される障害児のうちわずか 18%)、(2) 障害者の関心や技能に沿わないエンパワメント、(3) 公共施設のアクセシビリティの欠如などが挙げられている。

#### ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

政府報告によれば、社会福祉上の課題に直面している 800万人のうち、約 38万人が障害者であるとされている。インドネシア国政府は、こうした障害者を対象に「地域社会のエンパワメントのための国家プログラム (Program Nasional Pemberdayaan Mandiri Peduli: PNPM Peduli)」「子ども社会福祉プログラム (Program Kesejahteraan Sosial Anak: PKSA)」などを開始している。

また、2015年からは「重度障害者社会支援カード」「インドネシア健康カード」「インドネシアスマートカード」などのプログラムを実施して、毎月 2万 2,500人の重度障害者に対する財政援助<sup>16</sup>を行っている。障害者は、社会局に登録し、必要な要件を満たすことで、長期的にプログラムに参加することができる。

さらに、351の社会福祉施設に支援資金を提供してきたほか、社会保障制度 (Badan Penyelenggara Jaminan Sosial。以下、「BPJS」) の保険料支払いや、「家族福祉カード (Kartu Keluarga Sejahtera)」によっても障害者への財政支援を行ってきた。既存の条件付き現金給付プログラム (conditional cash transfer) の下で、障害者のいる家族のための資金調達を可能にする新コンポーネント「希望の家族プログラム (Program Keluarga Harapan : PKH)」<sup>17</sup>も開始された。地方政府も、自らが実施する障害者医療保険 (Jaminan Kesehatan Daerah: : JKD) を利用した支援を行っている。

社会省及び保健省は、NGO や国営企業と連携しながら、車いす、白杖、デジタルオーディオウォッチ (digital audio watches)、義肢装具などの支援機器を定期的に配布している。また、BPJS では、保険金請求の一部として支援機器を支給している。

<sup>16</sup> The National Team for the Acceleration of Poverty Reduction (2019) *Policy Brief: Inclusive Social Protection for Persons with Disability in Indonesia*. <http://www.tnp2k.go.id/download/65217190113-PB%20DisabilitiesEng-web.pdf> (参照2021-02-06) によれば、2017年には毎月30万ルピア (1ルピア=0.007430円 (JICA2021年1月統制レート) 換算でおよそ2,229円) が支給された。

<sup>17</sup> The National Team for the Acceleration of Poverty Reduction (TNP2K) (2019) によれば、最貧困層を対象とする同プログラムの対象は2007年には50万世帯であったが、2019年には1,000万世帯にまで急拡大している。また、障害者のいる世帯は追加で年間200万ルピア (およそ14,860円) が支給されており、2018年には11万8,382名の重度障害者が受給対象となった。

教育文化省は、「障害者のための公共サービスに関する手話開発・研究センター (Indonesia Centre of Sign Language Development and Research on Public Service for Persons with Disabilities)」を設置し、手話及び障害者にアクセシブルな通信サービスにおける改善点の特定に取り組んでいる。また、障害者のための公式言語を提供するためインドネシア手話 (Bahasa Isyarat Indonesia: BISINDO) を設立した。さらに、Youth for Disabled と連携して、週一回インドネシア手話クラブを実施するとともに、手話の活用に関する一般市民の意識啓発活動も行っている。通信情報省は、障害者のための通訳の提供に関する規定を策定中である。総選挙委員会は、投票所でのアクセシブルな設備、視覚障害者のための点字印刷された投票用紙、及び必要に応じ、投票所で障害者を支援するための個人的なアシスタントを準備している。

インドネシア国政府は、民間企業や国有企業が障害者向けのアクセシビリティやサービスを拡大することも奨励している。大手銀行 (BRI、BNI 46、Bank Mandiri、BCA など) とは覚書を締結し、障害者が自らの名義で銀行口座を開設する権利を保障するとともに、点字キーパッドを備えたアクセシブルな ATM の設置を奨励している。また、Transjakarta バスは、障害者の運賃を無償とし、アクセシブルなバスの台数を増やしているほか、Blue Bird タクシーや Uber も障害者にアクセシブルな車両やアプリを提供している。

そのほかにも、2011 年に発表された 5～10 年以内に手頃な価格で住宅供給するプログラムでは、「社会福祉法 (No.11/2009)」に基づき、障害者に優先権が与えられている。

## ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

### ・バリアフリー

新障害者法第 18 条に、障害者のアクセシビリティについての法的根拠があり、政府に障害者が社会に完全に参加できるような適切な条件や環境の整備を義務づけている。インドネシア政府は、インフラ、交通、情報通信などさまざまな面でのアクセシビリティが確保されるよう、セクター別に法規則を制定している。

- ・ 「アパートに関する法律 No.16/1985」「建築物に関する法律 (No.28/2002)」「建築物のアクセシビリティに関する技術的要件に関する公共事業大臣規則 (No.30/2006)」では、公共インフラ・施設の開発者や請負業者すべてに、身体的に不自由のある人 (persons with physical limitations) のためにアクセシビリティを提供することを求める規定が含まれている
- ・ 「雇用問題の原則に関する政府規則 (No.43/1999)」では、すべての公共サービス開発において、障害者にアクセシビリティを提供すべきと規定されている
- ・ 「道路交通法 (No.22/2009)」では、障害者が車に必要な改良を施したうえで、運転する権利を保障している
- ・ 2015年の一連の運輸大臣規則には、障害者、高齢者、児童、妊婦を含む特別なニーズのある人々のためのアクセシビリティや設備などの特別な待遇の規定がある (専用エレベーター、スロープ、誘導ブロック、交通サービスにおける障害者用の標識、記号、特別な目印など)

- ・ 新障害者法第 8 条は、障害者がインクルーシブな公共施設を利用し、あらゆる公共サービス、特にインフラについて適切な配慮を享受する権利をもつと定めている

こうした法規則に則り、以下のような官民双方で障害者のアクセシビリティを改善する活動が実施されている。

- ・ 最高裁判所は、2015 年より裁判所のインフラのアクセシビリティを向上させるためのプログラムが実施しており、27 の裁判所がアクセシブルであると認定された
- ・ 社会省は Mandiri Syariah 銀行と連携して、2016 年のイード＝アル・フィトル<sup>18</sup>に「障害者に優しい帰省」プログラムを実施し、特に車いす利用者にアクセシブルな車両とサービスを提供した
- ・ インクルーシブ都市賞や環境にやさしい都市賞などの受賞基準の一つとすることで、障害者を含めた公共サービスの向上に向け、地域間の競争を促す戦略となっている
- ・ インドネシア全国の主要な空港施設では、障害者のアクセシビリティを拡大するための改善が日々続けられている

#### ・ 防災

危機や緊急時における障害者の保護は、「災害管理に関する法律 (No.24/2007)」「社会的紛争に関する法律 (No.7/2012)」「新障害者法」により保障されている。

障害者を含むすべての脆弱なグループは、救助・避難の緊急行動において、また避難所、医療サービス、心理社会的サービス、教育の提供においても、特別な保護を受ける権利を有する。また、災害管理（軽減、準備、対応、復旧）への関与は、障害者の自由と尊厳にかかわる基本的権利の一部と考えられており、「災害管理における障害者の待遇、保護及び参加に関する国家防災庁長官規則 (No.14/2014)」により、詳細に定められている。

国家防災庁は、DPOとの緊密な連携のもと、災害管理において障害者が果たしうる役割についてのセミナーや能力開発プログラムを数多く実施してきた。しかしながら、災害リスクの高い地域における障害者の数・種別に関するデータの不足が、緊急・避難時に具体的な支援を提供する際の妨げとなっているだけでなく、国家防災庁が障害者のニーズに対応した災害リスク戦略を立案するうえでも課題となっている。こうした観点からも、災害管理への障害者の関与を高めていくことが重要と考えられている。

#### ⑦ 障害と開発分野の国際協力実績（国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等）

日本政府 <sup>19</sup>	<p>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立障害者職業リハビリテーションセンター機能強化プロジェクト (2003～2006)</li> <li>・ 国立障害者職業リハビリテーションセンタープロジェクト (1997～2002)</li> </ul>
--------------------	--

<sup>18</sup> イスラム教の祝日で、ラマダン（断食月）明けを祝う大祭を指す。

<sup>19</sup> 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

	<p><b>【専門家派遣】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業リハビリテーション（2003～2006）</li> </ul> <p><b>【研修員受け入れ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者職業リハビリテーションに関する国際研修プロジェクト（第三国研修）（2006～2011年度）</li> <li>・ 障がい者<sup>20</sup>スポーツコース 12名（青年研修）（2016年度）</li> </ul> <p><b>【無償資金協力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スラカルタ市の障害者支援団体に対する障害児用中古車椅子<sup>21</sup>供与による福祉政策向上への支援（日本 NGO 連携無償）（2015、2017年度）</li> <li>・ スラカルタ市の障害者支援団体に対する障害児用中古車椅子供与計画（日本 NGO 連携無償）（2012年度）</li> </ul> <p><b>【有償資金協力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリ海岸保全事業（2017）</li> <li>・ ジャカルタ都市高速鉄道事業（2009、2015）</li> <li>・ ジャワ南線複線化事業（2004、2008、2014）</li> <li>・ インドネシア大学整備事業（2008）</li> <li>・ ハサヌディン大学工学部整備（2006）</li> </ul> <p><b>【草の根技術協力事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インドネシア中部ジャワ州の幼児教育におけるインクルーシブ教育実践モデル形成事業（2018～2019年度）</li> <li>・ 車いす整備・修理技術の移転 in Bali（2017～2019年度）</li> </ul>
--	--

<p>他ドナー<sup>22</sup></p>	<p><b>【国際機関】</b></p> <p><u>世界銀行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DPO Window（2012～2014）</li> </ul> <p><u>国連障害者権利パートナーシッププログラム（United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities : UNPRPD）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Promoting Rights of People with Disabilities in Indonesia（2012～2017）<sup>23</sup></li> <li>・ Social Inclusion of People Living with Disabilities in Indonesia（2013～2014）</li> </ul>
--------------------------	---

<sup>20</sup> 案件名の原文表記を尊重し、「障害者」ではなく「障がい者」としている。

<sup>21</sup> 案件名の原文表記を尊重し、「車いす」ではなく「車椅子」としている。

<sup>22</sup> JICA（2015）『インドネシア国障害と開発に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート』を基に調査チーム作成。

<sup>23</sup> ILO、世界保健機構、国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO）による資金拠出。http://mptf.undp.org/factsheet/project/00084090（参照 2021-01-27）

	<p><u>国際労働機関 (International Labor Organization : ILO)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Promoting Rights and Opportunities for People with Disabilities in Employment through Legislation (PROPEL Indonesia) (2012～2016) <sup>24</sup></li> <li>・ Better Work Indonesia (2011～) <sup>25</sup></li> </ul> <p>【二国間援助機関】</p> <p><u>豪外務貿易省 (Department of Foreign Affairs and Trade) <sup>26</sup></u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Towards a Strong and Prosperous Indonesia Society (MAHKOTA) (2015～2021)</li> <li>・ Support to Marginalised Group (Peduli) (2014～2021)</li> <li>・ Australia-Indonesia Partnership for Gender Equality and Women’s Empowerment (MAMPU) (2012～2020)</li> </ul> <p><u>ドイツ国際協力公社 (GIZ)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Social Rehabilitation Programme (2014～2021) <sup>27</sup></li> <li>・ 人権のための国家行動計画 2015-2019 の草案への支援</li> <li>・ BPJS Ketenagakerjaan のケースマネージャー育成のための専門家派遣</li> </ul> <p><u>スウェーデン国際開発協力庁 (Sida)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Sida Disability Project (2018～2020)</li> </ul> <p><u>米国国際開発庁 (United States Agency for International Development: USAID)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Strengthening Coordination for Inclusive Workforce Development in Indonesia (SINERGI) (2017～2022) <sup>28</sup></li> </ul> <p>Irish Aid</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Promoting Rights and Opportunities for People with Disabilities in Employment through Legislation (PROPEL Indonesia) (2012～2016) <sup>29</sup></li> </ul>
--	---

<sup>24</sup> [https://www.ilo.org/jakarta/whatwedo/projects/WCMS\\_183300/lang-en/index.htm#:~:text=PROPEL%2DIndonesia%20aims%20at%20to,are%20consistent%20with%20international%20standards.](https://www.ilo.org/jakarta/whatwedo/projects/WCMS_183300/lang-en/index.htm#:~:text=PROPEL%2DIndonesia%20aims%20at%20to,are%20consistent%20with%20international%20standards.) (参照 2021-02-06)

<sup>25</sup> <https://betterwork.org/where-we-work/indonesia/bwi-our-programme/> (参照 2021-02-06)

<sup>26</sup> <https://www.dfat.gov.au/geo/indonesia/development-assistance/stability-in-indonesia> (参照 2021-02-06)

<sup>27</sup> [https://health.bmz.de/events/news-archive/2015/10/Towards\\_Inclusive\\_Employment\\_in\\_Indonesia/Towards\\_Inclusive\\_Employment\\_policy\\_brief.pdf](https://health.bmz.de/events/news-archive/2015/10/Towards_Inclusive_Employment_in_Indonesia/Towards_Inclusive_Employment_policy_brief.pdf) 及び [https://www.giz.de/en/downloads/2017.2055.6\\_Factsheet%20\(new\)\\_SPP\\_CSR.pdf](https://www.giz.de/en/downloads/2017.2055.6_Factsheet%20(new)_SPP_CSR.pdf) (いずれも参照 2021-02-06)  
 主な活動として、国民社会保険の新制度 (BPJS Kesehatan) 支援、「希望の家族プログラム (PKH)」の確立と普及に向けた協力、国立障害者職業リハビリテーションセンター (BBRVBD) への支援などが含まれる。

<sup>28</sup> <https://www.rajawalifoundation.org/sinerji/> (参照 2021-02-06)

<sup>29</sup> [https://www.ilo.org/jakarta/whatwedo/projects/WCMS\\_183300/lang-en/index.htm#:~:text=PROPEL%2DIndonesia%20aims%20at%20to,are%20consistent%20with%20international%20standards.](https://www.ilo.org/jakarta/whatwedo/projects/WCMS_183300/lang-en/index.htm#:~:text=PROPEL%2DIndonesia%20aims%20at%20to,are%20consistent%20with%20international%20standards.) (参照 2021-02-06)



	<p><b>【国際 NGO】</b></p> <p><u>Christian Blind Missions</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神社会リハビリテーションプログラム（アチェ州）</li> <li>・ Bhakti Luhur CBR 開発センタープロジェクト（東ジャワ州）</li> <li>・ 子どもの失明、弱視、視覚障害対策プログラム（南スラウェシ州、ジャカルタ）</li> </ul> <p><u>Humanity &amp; Inclusion</u><sup>30</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ensure People Disabilities Have Rights</li> <li>・ Ensure All Children Have Access to Education（東ヌサトゥンガラ州、西ヌサトゥンガラ州）</li> <li>・ Disaster Risk Management</li> <li>・ Social and Economic Inclusion（東ヌサトゥンガラ州）</li> <li>・ Forward Together Employment through Legislation（PROPEL Indonesia） （2012～2016）<sup>31</sup></li> <li>・ Better Work Indonesia（2011～）</li> </ul>
--	--

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション／インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況<sup>32</sup>

インドネシア国政府は「地域に根ざしたリハビリテーションプログラム（Community-Based Rehabilitation. 以下、「CBR」）」を29州で実施している。CBRプログラムは、住民リーダー、家族、DPOなど、さまざまな関係者で構成されたチームによって実施されており、主な活動は、障害状態の早期発見と障害者のニーズに応じた潜在的な資源の紹介である。

インドネシア国政府は、NGOや地域社会との連携により、公衆衛生に関する意識啓発活動も実施しており、例えば、保健省、内務省、社会省、教育文化省では、「社会に根ざしたリハビリテーションプログラム（Society-Based Rehabilitation Program）」を立ち上げ、16州の職員を対象に、地方レベルでの障害関連を含めた早期発見・早期介入の普及に向けた研修を実施した。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況<sup>33</sup>

インドネシア国政府は2020年1月28日にマラケシュ条約を批准した。条約の発効は2020年4月28日である。

<sup>30</sup> <https://www.hi-us.org/indonesia#dr>（参照 2021-02-06）

<sup>31</sup> [https://www.ilo.org/jakarta/whatwedo/projects/WCMS\\_183300/lang-en/index.htm#:~:text=PROPEL%2DIndonesia%20aims%20at%20to,are%20consistent%20with%20international%20standards.](https://www.ilo.org/jakarta/whatwedo/projects/WCMS_183300/lang-en/index.htm#:~:text=PROPEL%2DIndonesia%20aims%20at%20to,are%20consistent%20with%20international%20standards.)（参照 2021-02-06）

<sup>32</sup> 政府報告を基に記載。

<sup>33</sup> 政府報告を基に記載。

障害者の著作物へのアクセス促進については、著作権法 (No.28/2014) 第 44 条第 2 項に次のとおり規定されている。

- ・ 盲人、視覚障害者及び読字障害者ならびに／または点字本、オーディオ・ブック等の利用者への著作物へのアクセス促進のため、出典が完全に言及・記載されていれば、著作権の侵害とはみなされない。ただし、商業的性質を有する場合を除く

また、情報通信へのアクセスに関する規定は、情報公開に関する法律 (Public Information Disclosure) (No.14/2008)、電子情報及び取引に関する法律 (Electronic Information and Transaction) (No.11/2008)、並びに新障害者法第 24 条に規定されている。

政府が IBM、Mitra Netra 財団及び個人ボランティアとともに開始した「障害者のための 1,000 冊の本運動」では、著作権を侵害することなく、出版された本を点字やオーディオ・ブックといった障害者により配慮した形式に変換している。同運動は、ジャカルタ、ボゴール、マカッサル、バンドンなどで実施されており、マカッサルでは、ボランティアの数は 5 万人に達している。2017 年からは、スラバヤ、ランブン、南タンゲランなどにも拡大される予定である。

そのほか、障害者の情報アクセスを向上させるために実施されている活動の主なものは次のとおり。

- ・ PT Telkom (国営電気通信会社) による、聴覚・視覚障害者のためのウェブサイトの立ち上げ
- ・ 社会省の支援による、インドネシア点字出版社 (Balai Penerbitan Braille Indonesia) を通じた、聖典 (コーラン、バイブルなど)、書籍、雑誌の点字やデジタル録音図書 (digital talking book) での出版
- ・ 視覚障害者のためのウェブサイトやオンラインゲームソフトの開発
- ・ 視覚障害者グループと連携した、コンピューター操作方法についての研修の実施
- ・ 通信情報省による、障害者リハビリテーションセンターでの IT 機器の訓練と支援
- ・ 国立図書館と Mitra Netra 財団と連携したオンライン点字図書館の設立
- ・ MBC v.5 コンピュータ・ソフトウェアを開発し、200 の DPO に配布
- ・ 社会省と教育文化省による、民放テレビ局との障害者のための情報アクセスを提供するための覚書の作成
- ・ 2016 年 12 月新銀行券のデザインには、視覚障害者が銀行券の額面を識別できるよう、初めて触覚効果形式でブラインドコード機能 (blind code features in tactile effect format) を採用。同デザインの採用にあたっては、事前に障害者による試行を実施
- ・ 一部地域での情報・相談センターのパイロットモデルを開発し、社会的支援、教育、雇用機会、インターンシップ、職務技能にかかる障害者の権利に関する情報を提供
- ・ インドネシア外務省による、障害者選挙アクセスセンター (Pusat Pemilihan Umum Akses Penyandang Cacat) と連携した、障害に関する国際的・地域的な枠組みについてのアクセシブルな本の翻訳・出版

インドネシア政府によると、こうしたアクセシビリティに関連するさまざまな法律や規制が存在するにもかかわらず、その遵守には大きな課題がある。例えば、交通機関や建築設備、その他の公共インフラにおけるアクセシビリティの提供については、罰則規定などにより、強化される必要がある。同時に、一般市民にサービスを提供するために現場で働く人々に対する意識啓発や能力強化を行う必要がある。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ロイター通信<sup>34</sup>によれば、インドネシアでは2021年1月19日時点で新型コロナウイルス感染者累計は91万7,015名、死者は2万6,282名であり、累計感染者数・死者数は東南アジア最多である。ジャカルタ首都特別州をはじめ全国の都市部で大規模社会制限が実施されてきた。その影響は大きく、過去5年にわたって5%前後の安定した成長を維持してきた経済成長も、2020年第1四半期以降大きく減速し、感染者が各地に広がり始めた第2四半期（4～6月）にはマイナス5.3%、第3四半期の経済成長率もマイナス3.5%と二期連続でマイナスを記録している<sup>35</sup>。こうしたなか、インドネシア国政府は、コロナウイルス対策として、通常の社会保護プログラム（「希望の家族プログラム（PKH）及び非現金食糧支援（Sembako）」の拡充（受給者の対象拡大及び給付額の上乗せ）に加え、貧困層への電力料金の補助プログラムを開始した。これらに加え、無条件の現金給付、食糧給付、就労用現金給付などプログラムも実施されている<sup>36</sup>。

本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施し、1団体<sup>37</sup>から回答を得た。オンライン文献調査から得た情報も併せ、以下のとおりコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

RSJ Grhasiaによれば、特定の障害者を排除することなく、現金給付が平等に支給されている。また、緊急措置を必要とする際に、優先順位が下げられることなく障害者の救命措置が行われている。

### ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

RSJ Grhasiaによれば、病院が新型コロナウイルス対応に追われるなかでも、障害者が平時から必要とする医療サービス（人工呼吸器、透析等）は通常どおり利用でき、医療従事者

<sup>34</sup> <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/indonesia/>（参照 2021-01-19）

<sup>35</sup> 東方孝之（2020）「新型コロナ禍のなかのインドネシア—感染の拡大と景気後退」、『IDE スクエア—世界を見る眼』pp.1-9、日本貿易振興機構アジア経済研究所。

<sup>36</sup> MAHKOTA Program, Australian government (2020) *Economic Impacts and Access to Social Protection during the COVID-19 Crisis: The Experiences of People with Disabilities in Indonesia*, <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/covid-19-crisis-experiences-people-disabilities-indonesia-en.pdf>（参照 2021-02-07）

<sup>37</sup> 障害者支援団体 RSJ Grhasia

や介助者からの感染を防ぐために必要な処置がとられている。また、一時隔離施設においては、障害を理由とする必要な配慮、アクセシビリティは確保されている。コロナの流行下、医療保健や貧困などに対し緊急国際援助がなされている。障害者を含むすべての患者は保健サービスを受けるにあたって、新型コロナウイルスの検査を受ける義務がある。他方で、公共・商業施設において手指消毒剤へ障害者がアクセスできるような配慮は不十分である。

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

UNICEF の報告<sup>38</sup>によれば、コロナ禍の影響で、教室での学習が中断され、児童・生徒は教員とつながるため、スマートフォンやパソコン、インターネットに頼らなければならなくなったものの、多くの家庭（特に低所得者層）では、インターネットを利用するためのデータパッケージや接続するための機器を購入する余裕がなく、またインターネット接続が良好でない地域に住んでいるため、遠隔学習や命に関わる衛生情報から除外されているとのことである。

UNICEF が実施した直近の調査（2020年12月時点）では、保護者の8割は、子どもたちを学校に復学させる準備ができていると回答している。保護者の9割は、子どもたちがマスクの着用や検温、社会的距離の確保、手洗いといった公衆衛生プロトコルを遵守できると信じているものの、子どもたちのニーズと能力に基づき同プロトコルを運用できるような明確な方針が学校から示されるべきと考えている。

### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

RSJ Grhasia によれば、コロナ禍においても、日常必要とするサービス・支援（身体接触のある介助等）、生活用品等へ問題なくアクセスできる。ただ、コロナ禍の影響により、公共交通機関の乗車率が50%に削減されたことは、障害者に不利益をもたらしている可能性があるという意見が聞かれた。一方で、仕事や行政手続き等がオンラインで可能となったことで、移動が困難であることにより被っていた不利益が改善されたというようなポジティブなインパクトはないとのことである。

### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

RSJ Grhasia からは、コロナ禍による経済活動の停滞の結果、障害のない労働者同様に障害者の解雇リスクが高まっているという意見が聞かれた。

それを裏付けるように、MAHKOTA プログラムの報告書（2020）によれば、就労している障害者の87%がコロナ禍で収入の減少を経験している。収入の深刻な減少は、社会的距離（social distancing）の規制が厳しい都市部でより顕著であり、収入の減少の発生と深刻さ

<sup>38</sup> UNICEF Photo Essay on the website titled “Building Back Better: towards a disability-inclusive, accessible and sustainable post-COVID-19 world”, <https://www.unicef.org/indonesia/stories/building-back-better-towards-disability-inclusive-accessible-and-sustainable-post-covid-19>（参照 2020-12-23）

は、非正規労働者の間で高くなっている<sup>39</sup>。

#### ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

RSJ Grhasia によれば、新型コロナウイルスに関する情報は、インドネシア国政府のウェブサイトを通じて自由にアクセスすることができ、情報保障がなされている。一方、上述のようなインターネットへのアクセスが難しい層が必要な情報にアクセス出来ているかどうかは明らかではなく、さらなる調査が必要である。

---

<sup>39</sup> 非正規部門で働く障害者の 97%が所得の減少を経験しており（正規部門は 67%）、51%がより深刻な収入減を経験している（正規労働者 23%）。

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要<sup>40</sup>

最も代表的なDPOは、1987年に設立されたインドネシア障害者協会（Perkumpulan Penyandang Disabilitas Indonesia。以下、「PPDI」）で、関連省庁が障害に関する政策策定セミナーなどを開催する際に、必ず参加者として招待される。PPDIの活動はすべての障害種別を対象とし、インドネシアの障害者は基本的にはすべてPPDIのメンバーとなる。組織運営に関して、政府から財政支援を受けている<sup>41</sup>。PPDIをはじめ、全国規模では19のDPOが設立されており、さまざまな障害者グループが政策決定プロセスに関与するためのチャンネルを提供している。

団体名	概要
インドネシア障害者協会（PPDI） <a href="http://PPDI.or.id">http://PPDI.or.id</a>	1987年設立。すべての障害種別を対象とする。 DPIメンバーでもある。
インドネシア盲人連盟（Persatuan Tuna Netra Indonesia : PERTUNI） <a href="http://pertuni.idp-europe.org/">http://pertuni.idp-europe.org/</a>	視覚障害者を対象とした全国レベルの組織。
インドネシアろう者運動（Gerakan untuk Kesejahteraan Tunarungu Indonesia : GERKATIN） <a href="http://tunarungu.net76.net/node/6">http://tunarungu.net76.net/node/6</a>	聴覚障害者を対象とした全国レベルの組織。
インドネシア聴覚障害者連盟 （Federasi Nasional Kesejahteraan Tuna Rungu Indonesia : FNKTRI）	聴覚障害者を対象とした(特に特別学校プログラム)、リハビリテーション・サービスに関する草の根団体の調整組織。
インドネシア身体障害者連盟 （Federasi Kesejahteraan Penyandang Cacat Tubuh Indonesia : FKPCTI）	身体障害者を対象とした、リハビリテーション・サービスに関する草の根団体の調整組織。
インドネシア女性障害者協会 （Himpunan Wanita Disabilitas Indonesia : HWDI） <a href="http://www.hwdi.or.id">http://www.hwdi.or.id</a>	女性障害者を対象とした全国レベルの組織。
障害児ケア財団（Yayasan Pembinaan Anak Cacat : YPAC） <a href="http://ypac-nasional.org">http://ypac-nasional.org</a>	1950年代初期にポリオ蔓延への対策として設立され、小児まひを煩う子ども達へのサービス提供も実施。

<sup>40</sup> PPDI ウェブサイト (<https://ppdi.or.id/daftar-opd-nasional/>) を基に記載

<sup>41</sup> JICA (2015) 『インドネシア国障害と開発に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート』

<p>インドネシア自閉症協会 (Yayasan Autisma Indonesia : YAI)  <a href="http://www.autisme.or.id/">http://www.autisme.or.id/</a></p>	<p>1997年に設立された、自閉症並びに類似障害当事者及び家族のための初の全国組織。</p>
---	---

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
<p>RSJ Grhasia (Center Hospital for Mental Health)  <a href="http://grhasia.jogjaprov.go.id/">http://grhasia.jogjaprov.go.id/</a></p>	<p>1938年に設立された知的障害者と心理社会的障害者を支援する団体で、100名程度の有給職員が在籍。活動は主に障害者へのリハビリテーションの提供。政府からの補助金やビジネスによる副業収入から活動資金を得ている。</p>
<p>BRSPDM Phala Martha Di Sukabumi  <a href="https://phalamartha.kemsos.go.id/">https://phalamartha.kemsos.go.id/</a></p>	<p>1945年に設立された精神障害者 (mental disability) を支援する団体で、31名の政府職員と28名の契約職員が在籍。特に注力しているのは、アセスメントに基づく精神障害者の社会的リハビリテーション。主な活動地域は、バンカ・ブリトゥン諸島州、バンテン州、西ジャワ州、ゴロンタロ州、スラウェシ島の全州。150名の支援実績。</p>
<p>BRSPDI Ciungwanara Bogor  <a href="https://ciungwanara.kemsos.go.id/">https://ciungwanara.kemsos.go.id/</a></p>	<p>1985年に設立された知的障害者を支援する団体で、42名の有給職員が在籍。特に注力しているのは、障害者の権利に関する社会的キャンペーンの実施、及び社会省傘下の19の障害者センターを通じたリハビリテーションの提供。主な活動地域は、スマトラ島、南カリマンタン州、西ジャワ州、バンテン州。2020年は235名の支援実績。社会省からすべての活動資金を得ている。</p>
<p>CIQAL (Center for Improving Qualified Activity in Live of People with Disabilities)  <a href="http://ciqal.blogspot.ch/">http://ciqal.blogspot.ch/</a></p>	<p>2003年に設立された障害者のためのNGO。障害者の生計改善と啓発が主な活動。</p>
<p>OHANA Indonesia  <a href="https://ohanaindonesia.wordpress.com/">https://ohanaindonesia.wordpress.com/</a></p>	<p>2009年に設立されたジョグジャカルタ特別州に拠点を置く非営利団体。政策提言、障害者の権利、政策研究、社会政策の起草などに取り組んでいる。</p>
<p>SIGAB (Sasana Inklusi &amp; Gerakan Advokasi Difabel)  <a href="http://www.sigab.or.id/">http://www.sigab.or.id/</a></p>	<p>障害者の包摂促進と啓発が主な活動内容</p>

#### 4. 参考資料

- Badan Pusat Statistik, Republik Indonesia (2015) *Profil Penduduk Indonesia Hasil SUPAS 2015*
- Government of Indonesia (2017) *Initial report submitted by Indonesia under article 35 of the Convention (CRPD/C/IDN/1)*
- MAHKOTA Program, Australian government (2020) *Economic Impacts and Access to Social Protection during the COVID-19 Crisis: The Experiences of People with Disabilities in Indonesia*
- Monash University (2017) *Disability in Indonesia: What can we learn from the data?*
- Republic of Indonesia (2019) *Voluntary National Reviews -Empowering People and Ensuring Inclusiveness and Equality*
- The National Team for the Acceleration of Poverty Reduction (2019) *Policy Brief: Inclusive Social Protection for Persons with Disability in Indonesia*
- UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2016) *Universal Periodic Review: Joint Stakeholders' Submission on the Rights of the Persons with Disabilities*
- 東方孝之 (2020) 「新型コロナ禍のなかのインドネシア—感染の拡大と景気後退」, 『IDE スクエア—世界を見る眼』 pp.1-9, 日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- JICA (2015) 『インドネシア国障害と開発に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート』
- <ウェブ情報>
- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 [https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf) (参照 2020-12-07)
- 内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2020-12-07)